



【令和6年度の重点実施事項】

三田労働基準監督署においては、関係機関と連携を図りながら、次の課題を重点に、行政運営を推進していきます。

- ① 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- ② 中小企業及び令和6年度適用開始業務等に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善
- ③ 建設業における死亡災害の撲滅及び第3次産業における労働災害防止の徹底
- ④ 迅速・公正な労災補償の実施

【管内概況】三田労働基準監督署管轄区域 = 港区

○港区の面積・人口 面積 20,36 ㎥ 人口：266,306 人（令和6年1月1日現在）
*労働人口：約 110 万人、事業場数：41,049 事業場（令和3年経済センサス）

○主な地域

港区は、千代田区・中央区と並んで日本におけるビジネスの中心地区であり、大企業の本社も数多くひしめき、その取引関係にある中小企業等も高度に集積しており、経済活動が非常に活発な地域となっています。

- ・オフィス街（虎ノ門・新橋・芝・浜松町等）＋ウォーターフロント（汐留・芝浦・台場等）
- ・商業エリア（青山・赤坂・六本木・台場・新橋）…接客娯楽業の集中
- ・物流拠点・港湾施設（港南・芝浦・日の出・竹芝）…倉庫、港湾荷役業
- ・住宅街（麻布・白金台）
- ・自然環境（東宮御所・迎賓館・芝公園・自然教育園）
- ・駐日大使館や外資系企業が数多く立地 ⇒外国人居住者が人口の約8%（21,530人）

【監督署の組織と主な業務】

【方面】

- ・長時間労働等が疑われる事業場等に対する監督指導
- ・重大・悪質な事案に対する司法事件捜査
- ・賃金、解雇等の労働条件に関する申告・相談
- ・就業規則、36協定等の各種届出の受理

【総合労働相談コーナー】

- ・労働条件、労使トラブル等の相談

【安全衛生課】

- ・災害が多発する事業場や建設現場に対する指導
- ・リスクの高い機械や物質を扱っている事業場等に対する指導
- ・工事計画等の届出受理、クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告等の届出受理

【労災課】

- ・労災保険に関する申請の受付・調査
- ・労働保険関係成立の届出、労働保険料の申告・納付

【業務課】

庁内における庶務関係業務

令和6年度 重点対策の具体的内容

1 安心して働ける労働環境の整備のために

- (1) 脳・心臓疾患や精神障害等の労災請求件数が高水準で推移する中、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止を図り、法定労働条件を確保するため監督指導を実施します。また、あらゆる機会を通じて、改正労働基準法を踏まえた労働時間法制度の周知に取組みます。

三田監督署方面では、以下の重点項目について取組みます。

1 改正された労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

- ① 各種情報から時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施。
- ② 労働時間の不適正な把握及び賃金不払残業の疑いが認められる事業場に対する監督指導の実施と労働時間適正化ガイドラインの周知徹底。
- ③ 違法な長時間労働を複数の事業場で行う企業に対する局長等による指導・公表制度の取組強化
- ④ 時間外・休日労働に関する協定届の未届事業場に対する積極的な取組及び同協定の適正化に係る窓口指導の徹底。
- ⑤ 建設業における長時間労働の抑制

2 中小企業及び令和6年度適用開始業務等に対する改正労基法等の周知及び支援

- ① 時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用となる事業・業務（建設業・自動車運転者・医師）に対する労働時間法制度の周知と理解促進に向けた説明会の実施。
- ② 改正労基法等の周知及び個別訪問によるきめ細やかな支援。

3 管内の事業場で働く労働者の法定労働条件の確保

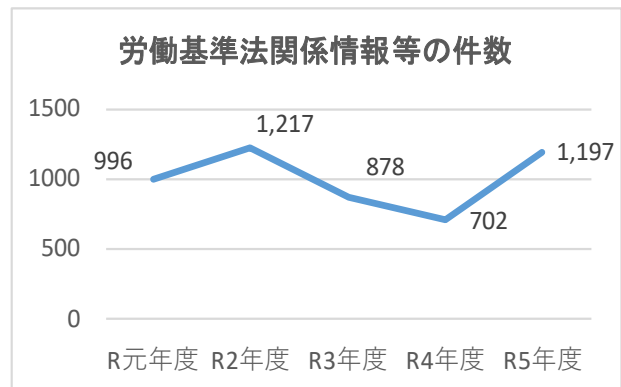
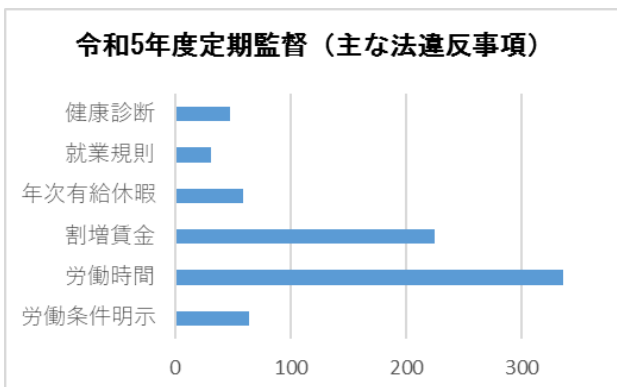
- ① 労働基準監督機関が所管する労働基準法・最低賃金法・労働安全衛生法等の遵守に向けた取組。
- ② 最低賃金の周知及び履行確保並びに各種支援策の利用勧奨。

- (2) 懇切丁寧な対応と法違反が疑われる事業場に対する迅速・適正な申告処理

- ① 来署者及び電話等の問い合わせに対する懇切丁寧な対応。
- ② 総合労働相談コーナーにおける労使間トラブル等に対する様々な相談への対応とトラブル解決に向けたあっせん等の受付・助言指導。
- ③ 各種情報及び相談を基に労働基準関係法令違反のおそれのある事業場に対する監督指導等の実施。
- ④ 賃金不払・解雇等の労働基準法違反及び最低賃金法違反などが疑われる申告事案については、迅速な対応により事実確認を行い、法違反が認められた事業場に対する監督指導を徹底する。

- (3) 定期監督等において法定労働条件の確保を図ります。

長時間労働等が疑われる事業場等に対する監督指導を通じて、管内事業場における法定労働条件の確保に取り組みます。

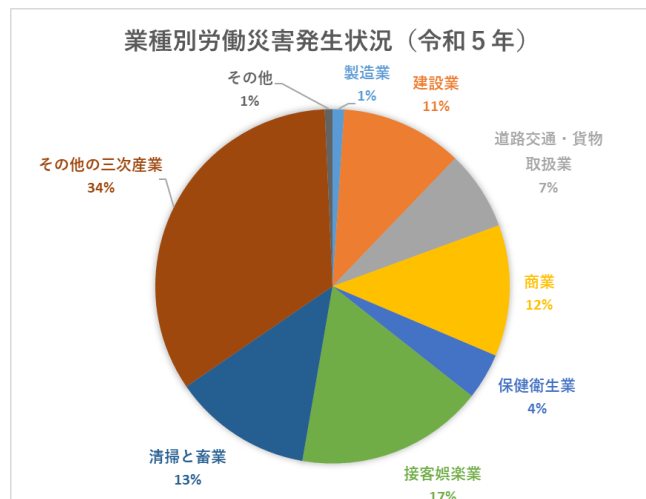


2 安全・健康に働ける職場の確保のために

(1) 第三次産業、建設業など重点業種への労働災害防止対策を年間を通じ、切れ目のない指導

管内における令和5年の労働災害発生状況(※)は、休業4日以上(死亡災害含む。)の死傷者数が567人であり、死亡者数は3人となりました。なお、第三次産業における死傷災害は、全産業の約8割を占めております。また、被災状況を見ると、道路・通路等における転倒によるもの、物の運搬や介護作業での動作の反動・無理な動作によるもの、階段や踏み台等からの墜落・転落によるものが多く、全体の約6割を占めています。これらの災害は労働者の行動の中で発生している状況もあることから、労使双方に向けた労働災害防止や安全衛生管理の取組の推進を重点に進めることといたします。

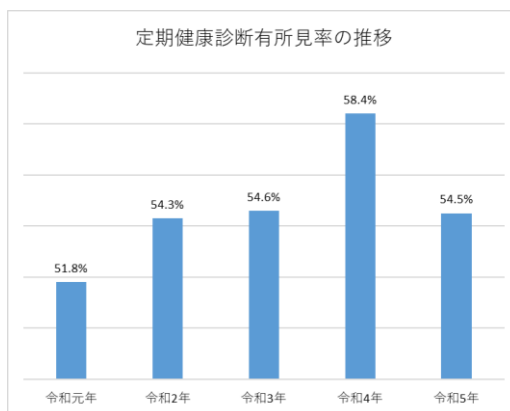
(※) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く



(2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため下記の取り組みを重点に進めていきます。

- 働き方改革関連法による改正労働安全衛生法の周知
- 過重労働による脳・心臓疾患の発症を防止するため、医師による面接指導など健康管理対策の指導
- メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の適切な実施徹底を指導
- 石綿障害予防規則の周知徹底並びに建築物の解体・改修工事等における石綿ばく露防止措置の徹底及び指導
- 化学物質の自律的な管理に係る関係法令の周知徹底並びにリスクアセスメントの実施等による化学物質による健康障害防止対策の指導



労災被災者とその家族が安心して生活するために

労働者が安心して治療に専念し早期に職場復帰ができるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点に進めていきます。

- 電子申請のさらなる利用促進
- 労働保険の未手続事業一掃対策及び労働保険料等の適正徴収
- 過労死等事案などの的確な労災認定
- 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底

